

第20回新川流域総合治水対策協議会・委員会の結果報告について

平成16年11月26日に開催された新川流域総合治水対策協議会(名古屋市始め8市11町及び国・県)において、以下の項目を協議・確認し、今後とも、積極的に総合治水対策に取り組んでいくことで了解しましたので、お知らせします。

新川流域整備計画の見直しについて

- (1)新川総合治水の計画である流域整備計画の見直しにあたり、流域対策の確実な実施を図ることや、河川と下水道と連携した整備を図るなどのために特定都市河川浸水被害対策法(平成15年6月11日公布・平成16年5月15日施行)に基づき新川及び新川に流れ込む支川を特定都市河川に指定し、これに伴い新川流域を特定都市河川流域に指定することについて、下記により行うことを合意した。

特定都市河川及び特定都市河川流域(以下、「特定都市河川等」という)の指定は、平成17年度下半期を目途にすることとし、これに先立ち、県はすみやかに国土交通大臣への同意手続きなどに着手する。

特定都市河川等の指定に係わる国土交通大臣の同意後、県及び19市町は、雨水浸透阻害行為の対象となる流域内の住民や事業者等に対して、特定都市河川等の指定予定日とあわせ雨水浸透阻害行為の許可が必要となる旨の周知を行うこととする。

特定都市河川等の指定の上、さらに雨水浸透阻害行為の許可を要する面積を500m²に引き下げることについて(法律では1000m²以上)、名古屋市・一宮市・春日井市についてはそれぞれの市が、それ以外の市町については県が実施に向け調整を図るものとする。
- (2)特定都市河川浸水被害対策法に基づく「新川流域水害対策計画」の策定は、「新川流域整備計画」の見直しや「新川河川整備計画」の策定とあわせ、平成17年度末を目途として進めることとする。

(参考に「流域水害対策計画」、「流域整備計画」、「河川整備計画」の関係を別紙P3に示す)

【参考】

新川流域総合治水対策協議会は、昭和 55 年 5 月建設省事務次官通達を受け新川流域での総合治水対策を推進するため昭和 55 年 9 月に発足した。協議会にて、河川及び流域の整備に関する具体的な対策等について協議検討を行い昭和 57 年 2 月に新川流域整備計画を策定した。昭和 57 年以降、流域整備計画に基づき総合治水対策を推進してきたが、20 余年経過し、流域整備計画の見直しの必要があるため、検討に着手した。以下に検討の経過を示す。

1. 平成 15 年 5 月 13 日の第 17 回の協議会・委員会で以下の事項が合意されている。

愛知県では、東海豪雨という想定を上回る豪雨による浸水経験や水防法による浸水想定区域の指定(平成 14 年 5 月)などを踏まえ、新川の河川激甚災害対策特別緊急事業完了後における五条川など流域内河川の、20 年から 30 年間の具体的な整備に関する事項、すなわち「新川河川整備計画」の策定に平成 15 年度から着手する。

「新川河川整備計画」の策定作業に伴い、現行の「新川流域整備計画」の見直しを、新川流域総合治水対策協議会が主体となり、平成 15 年度から着手する。

2. 平成 15 年 11 月 27 日の第 18 回の協議会・委員会で以下の事項が合意されている。

平成 15 年 6 月 11 日に特定都市河川浸水被害対策法が公布された。同法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定については、流域整備計画の見直し過程での議論を踏まえ協議会として判断を行う。

3. 平成 16 年 5 月 13 日の第 19 回の協議会・委員会で以下の事項が合意されている。

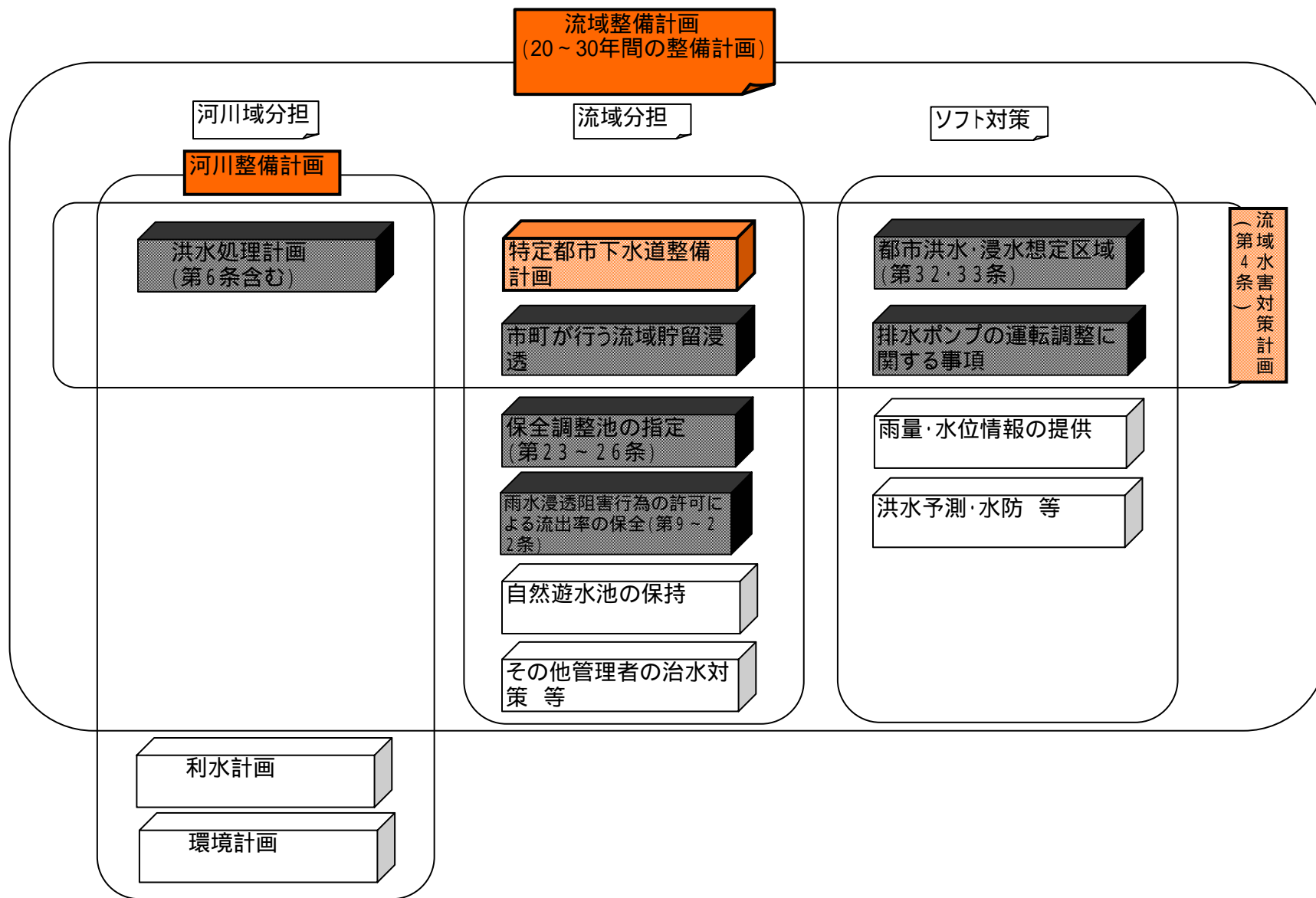
平成 16 年 5 月 15 日に特定都市河川浸水被害対策法が施行される。

同法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を平成 17 年度に行うことを目標に、課題の抽出と対応策の検討に着手することとした。なお、指定については、課題の抽出及び対応策の検討状況を踏まえ、流域整備計画の見直し過程での議論と合わせ協議会として判断を行うこととする。

流域整備計画 - 治水に関する計画で、河川以外の流域での対策を含んだ総合治水の推進計画。関係する国、県、関係 19 市町で構成される総合治水対策協議会にて計画策定やフォローを行う。今回、見直しを行う計画では、他の計画と整合を取るため今後 20～30 年間の計画とする。

河川整備計画 - 河川管理者が河川法に基づき、今後 20～30 年間の治水、利水、環境に関する具体的な河川の整備に関して策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係行政機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

流域水害対策計画 - 河川管理者・県知事・関係市町長・特定都市下水道管理者が共同して、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、今後 20～30 年間の河川整備と下水道等の内水対策を一体的に策定する計画で、学識経験者、関係住民からの意見聴取などの手続きを行い策定される。



流域整備計画 = 総合治水計画
 河川整備計画 = 河川法に基づく計画
 流域水害対策計画 = 特定都市河川浸水被害対策法に基づく計画

特定都市河川浸水被害
 対策法に該当